

平成19年分所得税確定申告・平成20年度町県民税申告の日程と会場

問い合わせ：本庁税務課 ☎ (56) 2223

◆年金受給者のための確定申告会

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。
該当する方には、日時と会場の案内を送付しました。開始時間に遅れないようお越しください。

◆営業・事業者のための申告相談

※受付時間は 午前10時～午後3時30分まで

相談内容	月日	会場	担当
無料税務相談（消費税の納税相談）	2月26日(火)	役場 本庁	税理士
営業・事業者の納税相談	2月28日(木)	山村開発センター	島田税務署

◆地区巡回相談日

午前の受付は9時から行い、各会場の午前中の定員になり次第、午後の申告となります。
午後の受付は午後1時～3時まで行います。※正午～午後1時までには申告を行いません。

対象地区	月日	会場	対象地区	月日	会場
接岨・平田	2月18日(月)	梅地公民館	奥泉・大谷・八木・川細・寸又	3月 5日(水)	奥泉地区集会所
小長井・平栗・洗富・小幡	2月19日(火) 2月20日(水)	町文化会館	青部・崎平	3月 7日(金)	崎平地区集会所
坂 京	2月21日(木)	坂京地区会館	田代・柳三・上野・前山	3月10日(月) 3月11日(火)	町文化会館
桑野山・沢間	2月22日(金)	桑野山会館	全地区対象	3月12日(水) 3月13日(木)	
千頭西・千頭東・寺馬	2月26日(火) 2月27日(水)	町文化会館		3月14日(金)	
全地区対象	2月29日(金)			3月17日(月)	

※全会場、午前・午後とも申告を行います。なお、坂京地区の申告受付時間は午前9時～12時です。

対象地区	月日	会場	対象地区	月日	会場
久野脇	2月18日(月)	久野脇集会所	徳山 1-11組	3月 3日(月)	徳山コミュニティ防災センター
下長尾・瀬平	2月19日(火)	下泉高齢者コミュニティセンター	徳山 12-22組	3月 4日(火)	
下泉・壱町河内	2月20日(水)		徳山 23-33組	3月 5日(水)	藤川集会所
久保尾	2月21日(木)	久保尾集会所	藤川 1-12組	3月 6日(木)	
地名	2月22日(金)	地名集会所	藤川 13-21組	3月 7日(金)	山村開発センター
水川・田野口	2月25日(月) 2月26日(火)	山村開発センター 役場	全地区対象	3月11日(火) 3月12日(水)	
上長尾・高郷・八中・梅高	2月27日(水)	山村開発センター		3月13日(木) 3月14日(金)	
	2月28日(木)			3月17日(月)	
	2月29日(金)				

※全会場、午前・午後とも申告を行います。

◆日曜日の納税相談

川根本町全域

※受付時間は 午前9時～正午、午後1時～3時まで

※会場の混雑をさけるため、今年も日曜日に納税相談を行います。
指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。なお両会場、午前・午後とも申告を行います。

対象地区	月日	会場	対象地区	月日	会場
全地区対象	2月24日(日)	山村開発センター	全地区対象	3月9日(日)	町文化会館



確定申告に出かけましょう

所得税の確定申告と町県民税の申告期間は **2月18日(月)～3月17日(月)**

平成19年分の所得税の確定申告と、平成20年度の住民税の申告の時期になりました。
お近くの会場を左の表でご確認のうえ、忘れずに申告に出かけましょう。申告期限の3月17日が近づくに当たって、会場は大変混雑しますので、お早めの申告をお願いします。

☑ 持ち物チェックリスト

申告に出かける際は、このチェックリストで必要な持ち物を確認しましょう。

- 税務署や役場から送られてきた申告書・収支内訳書
- 印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの
- 給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人は医療費の明細書（役場にあり）人別病院別に仕分けて記入してください
- 住宅取得控除を受ける人は、住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など
- 譲渡・山林所得のある人は、契約書など譲渡の内容や、入金の日が分かるもの
- その他の所得がある人は、支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

申告書は自分で書いて郵送で申告ができます。
税務署から送られてきた申告書に同封されている「手引き」を読めば、ご自宅でも、申告書を作成することができます。作成した申告書は島田税務署（島田市）に郵送してください。

●個人事業者や、農業・不動産所得のある人、年金をもらっている人、土地・建物を売った人などで、所得税額が発生する人。
●サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える人や給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人。

「電子申告」でさらに便利に使うよ！
事前に役場で電子証明を取得して電子申告すると…
●添付書類の提出不要
●最高5千円の税額控除

ふるさと納税（ふるさとチョイス）に郵送してください。
ご自分、家族、知り合いにインターネットをされている方がいれば、国税庁のホームページの申告書作成コーナーを利用して、申告書を作成するのが簡単で便利です。申告書作成コーナーから電子申告で提出することもできます。
国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp>

◆還付金がスピーディーなど、便利に使いやすくなりました。
◆年金受給者対象の説明会で申告できます。
年金受給者対象の確定申告説明会は、署員の指導により、申告書の作成と提出が、その日の内に済みますことができます。
対象の方には税務署から通知を送付しますので、通知を受けた方はぜひ説明会を利用して申告してください。
個別相談を希望される方は従来どおり受付順に相談しますが、ご自分で申告書を作成してきた方は、短時間で申告が済むように、自主申告者に対応する職員を各会場に配置します。
日程の都合の悪い方を対象にした、日曜納税相談を今年も2回行います。
①医療費の明細書や収支内訳書を記入してきた人を優先して申告相談します。

医療費の明細書や農業収支内訳書は事前に記入してきてください。
町の申告納税相談を利用して申告できます。

②明細書や内訳書を書いてこない人は、明細書・内訳書を完成させてからの申告相談になります。
◆今年はいかに注意しよう！
●地震保険料控除
一つの契約で損害保険と地震保険のセットになった保険契約では、地震保険料と長期損害保険料の両方を控除することはできません。
●減価償却制度の改正
農業や事業を行っている方で平成19年4月以降に取得した償却資産は、計算方法が変わっていますのでご注意ください。詳しくは申告の手引きをご覧ください。
●住宅ローン控除
平成19年中に入居した方は、控除期間は10年か15年の選択制となりました。平成18年以前に入居した方で、申告書の「課税される所得金額」があり、「住宅借入金特別控除」を差引いた結果「差引所得税額」がゼロになった方は、「住宅借入金特別控除申請書」を併せて提出することで、引ききれなかった所得税額分を、平成20年度の町県民税から差引く措置がとられます。